

愛知県環境審議会水質部会（平成 27 年度）会議録

1 日時

平成 28 年 1 月 15 日（金）午後 2 時 30 分から 3 時 50 分まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

（ 1 ）委員（ 9 名 ）

小嶋部会長、渡邊委員、井上専門委員、吉田専門委員、茅野特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、鈴木特別委員（代理：中部運輸局交通政策部計画調整官）、田辺特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、平田特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、松岡特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）

（ 2 ）事務局（ 15 名 ）

（愛知県環境部）伊藤技監

（水地盤環境課）石黒課長、川村主幹、柘植主幹、井上課長補佐、棚橋課長補佐、宮本課長補佐、藤田主査、成瀬主査、前川主査、岡田主査、木村主任、西村主任、渡邊技師

（環境調査センター）吉田水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は、小嶋部会長、渡邊委員が行うこととなった。

（ 1 ）報告事項

平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要について

- ・ 事務局から資料 1 に基づき、平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について説明。

< 質疑応答 >

【井上専門委員】

- ・ 資料1の4ページ目中、「その他の項目」にある海域の懸濁態窒素はどのように測定しているのか。

ろ紙等で捕捉して、特別懸濁態窒素を測定しているのであれば、同時にSSも測定できるので、SSのデータを項目として追加してはどうか。また、CNコーダーにより炭素を測定しているのであれば、炭素のデータもあったほうがいい。あるいは全窒素と溶存態の差で懸濁態窒素を出しているのであれば、測定していた溶存態窒素の結果を出せないか。

【事務局】

- ・ 測定状況を確認し、検討させていただく。

【井上専門委員】

- ・ アルキル水銀と総水銀の検出下限値は同じ値なので、アルキル水銀の測定は、総水銀が検出されたときに行えば十分だと思うが、それと同様に健康項目の中でも、たくさんの項目の測定値が多く地点で、長期間、環境基準の10分の1以下とかNDだと思う。そういった場合でも年4回の測定をしているのか。今後、何らかのルールを決めて、もう少し測定を簡略化してはどうか。
- ・ この測定は全て、愛知県環境調査センターで実施しているのか。それとも業者を使っているのか。

【事務局】

- ・ 1つ目の意見については、ご意見を踏まえ、今後の測定計画を策定していきたい。
- ・ 分析については、環境調査センターで分析をしている地点と民間に委託をしている地点がある。具体的には、環境基準を長期間達成している地点などを民間委託としており、環境基準を達成していない、また達成しないおそれのある地点（例えば油ヶ淵周辺地域）などについては環境調査センターで実施している。海域については県水産試験場及び民間業者で分析している。

【井上専門委員】

- ・ 一時期、民間委託をするという流れがあった。入札等で民間に委託した場合でも、専門的な資格者が測定をしているとは思いますが、調査結果を継続的に見たとき、本当にこれが正しい値なのかと疑問に思うようなデータが散見される。愛知県では、環境調査センターや水産試験場において、専門的にずっと研究あるいは調査している職員が継続的にデータをとるよう、ぜひお願いしたい。

【事務局】

- ・ 以前は、直営でやっていたが、行政改革という流れの中で、一部の測定を民間委託で実施している。継続的なデータをとる中で信頼性のあるしっかりしたデータを集積していくことは、行政としても非常に重要なことだと思っている。これまで、民間委託を行うに当たり、委託先の技術的な審査を行うとともに、落札後は、専門的な技能・知識を持つ環境調査センターの職員等が、落札した会社のラボに直接おもむき、分析機器や作業環境などの確認をしている。引き続き、委託業者の正確なデータ取得に努め、直営の部分についてはしっかりと信頼性のある分析をしていきたいと思っている。

【井上専門委員】

- ・ 人件費削減等で民間委託をされていると思うが、そのラボへの検査や正確な値を出すための指導等も環境調査センターの職員が実施しているのであれば、その指導する時間で分析ができるのではないか。業務の見直し等を効率的に考え、長期間にわたり蓄積するデータであり、後で見直したときに、有効に活用できるような分析をお願いする。

【小嶋部会長】

- ・ 民間に委託した場合に、信頼性の保証はどのようにしてできるのか。指導はもちろんしていると思うが、データの信頼性については、若干のデータの揺れがあった場合どう考えたらよいか、という心配もあったと思う。

【事務局】

- ・ 委託するに当たり、基本的に計量証明事業所に委託しているので、一定の精度はあると考える。一方で、新たに測定を始める項目、分析が難しい項目や変動の大きい項目もある。特にこういった項目については、測定業者の精度管理の技術検査を行った上で委託をするようにしている。また、委託に当たっては、どこの地点でも委託するというわけではなく、なるべく水質の安定している地点を委託している。

【小嶋部会長】

- ・ 井上委員から分析の効率化について建設的な意見が出たと思うが、ほかの都道府県でも同様の提案・改定・見直しがされているということなので、今後、検討してはどうか。

【事務局】

- ・ 理想を言えば、全ての項目を全ての地点で全部やるというのが一番だと思っているが、限られた人員・予算の中で効率化を図っている。水生生物保全に関する基準のように、新しい環境基準ができ、さらに項目を追加す

るという動きもあり、そういったことを全体的に考慮しながら、どうしたら効率的に測定ができるかということを経年検討している。

重金属で、検出されていない項目もあるが、年平均値で評価するためには、基本的には四季、年4回ぐらいの測定はしていきたい。場合によっては年2回ということもあるが、そういったレベルはできるだけ確保していきたいと思っている。測定全般について、分析回数等を効率化していくルール作りまでは至っていない。

【小嶋部会長】

- ・ 今回、公共用水域についても3つの見直しの提案があるが、本当はもっとほかにも見直し可能なものがあるのではないかと。

【事務局】

- ・ 今後、海域での底層D0といった新しい範疇の基準等ができてくれば、またそれに応じた業務量も考えていかなければならないので、その時点で、全体的な見直しをどう考えるかを検討したい。現時点で来年度は、これで行いたいと考えている。

【渡邊委員】

- ・ 今回、年6回から年4回に変更するということが、環境基準を満足していることは確かだと思うが、特に季節的なばらつきの問題はないのか。

【事務局】

- ・ ばらつきについては、季節的に多少の変動はあるが、四季調査に移行しても把握できる程度の変動であると思っている。

【渡邊委員】

- ・ 季節性についても全く問題ないか。

【事務局】

- ・ 今回、年6回の測定を年4回に変えるものは、窒素・リン系なので、当然、季節変動はある。理想は、年12回の測定だが、この調査は、かなり長い年月やっているもので、最低限では、年4回測定すれば四季の変動も把握できると考えている。先ほど井上委員の指摘にもあったように、なるべく測定の効率化という視点も考え、測定回数を6回から4回に、2回分減じている。

【渡邊委員】

- ・ 6ページの3の定期モニタリング（継続監視）調査のところ、モニタリングにおいて3回連続して問題がないものは調査を終了する、との説明があったが、この資料中に書き加えたほうが良いと思う。

【事務局】

- ・ 次回からは資料にもそのように書き加える。

(2) その他

ア 河川の水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の見直しについて

- ・ 事務局から資料2に基づき、河川の水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の見直しについて説明。

< 質疑応答 >

【井上専門委員】

- ・ 東三河地域に、類型未指定の河川が多数あるように思うが、新たに類型を当てはめるといふ考えはないのか。
- ・ 見直しの対象とするかどうかの基準は、利用目的の適合性と上位類型の達成状況だと思ふが、地域の住民の方々が河川を良くしようという活動を活発に行っているような地域においては、上位類型の達成がされていなくても、上位類型を指定するようなことはできないか。

【事務局】

- ・ 未指定の河川があるのは指摘のとおりであるが、今のところは類型の見直し等を優先してやり、当面は、新規指定をするということとは考えていない。
- ・ 全部の河川に対して類型指定するのは難しい。愛知県の類型指定の状況は、他県に比べ、どちらかというところ中小河川まで指定している状況であり、新規は今のところ考えていない。
- ・ 住民の熱意がある河川に対して、上位類型の見直しをしてはどうかということについては、そういった意見はよく聞くが、今のところは、いろんな施策をやった上で、上位類型を達成したものについて見直していきたい。
- ・ 私どもとしても、住民の方々の活動を支援していくことは必要と認識しているが、一方、類型指定の指定を行う際、その類型指定の基準を達成するための達成期間を定める必要がある。その達成に向け、例えば、生活排水対策の推進や工場・事業所に対する規制をどうするのか等、どういう施策を打つかということも県としては考えていく必要があり、総合的に検討していく。今、国から出ている基準では、水利用の状況が現状では違っているようなところ、また水質が上位類型を常時クリアしているところについて見直すところがあるので、まずはそれを優先して見直しを行っていくよう考えている。

【井上専門委員】

- ・ 国の基準の中に、住民の支援という場合が書かれていると思う。私は、環境省の陸域専門委員会の委員をしていた際、そういうことを入れて欲しいと発言したので、多分それは議事録や報告書の中にも記載されていたと

記憶している。愛知県でもそうして欲しい。県の場合、もう少し柔軟に対応できるのではないかと思う。

【事務局】

- ・ 国の通知では、確かそこまで書かれていなかったと思う。委員の指摘のように、国の通知の基本となる委員会で議論がなされているとのことなので、その状況もしっかり勉強していきたい。
- ・ また、国から、類型指定の見直しについての考え方というのは出ている。県としては、この部会等の場での議論をもとに、今後、見直し等を行っていくことになるので、審議等をお願いしたい。

【小嶋部会長】

- ・ せっかくそういう川を良くしていこうという住民の色々な活動が活発になっているときに、水を差すようなことはするべきではない。未指定の川が確かに東三河にたくさんあるが、住民から早く類型を決めて欲しいという声は聞かれないのか。

【事務局】

- ・ 私どもには、新規指定をして欲しいという声は、この4月以降届いていない。

【井上専門委員】

- ・ 実際は、まず朝倉川育水フォーラムというところで、かなり活発に活動がされており、もし指定されれば、朝倉川の活動は、もっと進むだろうと期待が持てる。
- ・ 大学の地元の柳生川だが、かなり汚濁が進んでいる川なので、こういう川を指定して対策を進めるということが、そのあとの三河湾、渥美湾の湾奥部のところの環境基準達成に向けて重要であると考えている。浜田川も同じで、かなり汚れている川なので、そういう川を指定したほうが良いと思う。

【事務局】

- ・ NPO活動の支援については色々な方法があり、県としては、「あいち森と緑づくり税」等を活用した補助金という形での支援もしている。類型指定については、地元、豊橋市の意見も参考にすると考えている。

【小嶋部会長】

- ・ 川をきれいにしていくということと違い、この地域の海は閉鎖系ということもあり難しいことではあるが、三河湾がきれいになったという事例をつくれれば、愛知県としても非常にいいことだと思う。その点で、未指定の川が三河地域に集中しているというのは、課題だと思うがどうか。

【事務局】

- ・ 類型の指定行為は県で行うが、指定後の常時監視や地域対策については、政令市である豊橋市がおこなうため、その意向がかなり重要になってくる。豊橋市の意向もしっかり把握した上で、委員の指摘も踏まえ、見直し作業の中でいろいろ検討していきたいと考えている。

イ 第8次水質総量削減の実施について

- ・ 事務局から資料3及び参考資料3に基づき、第8次水質総量削減の実施について説明。

< 質疑応答 >

【井上専門委員】

- ・ 4ページのフロー図中に、「環境大臣協議」が2つあり、その真ん中に「協議」とあるが、これは、国の方が「環境大臣」で、県の方が「愛知県知事」とするべきであり、その2者による協議という流れになるのではないか。

【事務局】

- ・ ご指摘のとおり。

ウ 「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（答申）」の結果について

- ・ 事務局から資料4及び参考資料4に基づき、第8次水質総量削減の実施について説明。

< 質疑応答 >

特になし。

以上